

別記

株式会社大塚館ヲ甲トシ合従業員ヲ乙トシ全口映画劇場従業員ヲ丙トシ館主近藤親ヲ丁トシ左ノ責書ヲ作成ス  
一 甲ハ乙ニ対シテ全貳千四百円セテ昭和七年八月二日午後三時迄ニ支払フコト  
二 丁ハ甲従業員乙ヲ現在ノマ、継承セリコト

昭和七年七月三十一日

- 甲 代表取締役 大里采太郎
- 乙 代表 宮嶋 一孝
- 丙 組合代表 渡辺 哲彦
- 令 女 田定 五郎
- 丁 近藤 親

労務第二三八六號

昭和七年八月二日

警視總監

藤沼 在平

事務課長  
 事務主任  
 山本 連雄 殿  
 局長 官 殿  
 局長 官 殿  
 局長 官 殿

發生七、三十解決 十四  
 使用労働者十三内女五  
 参議参加者十三  
 関係労働組合(東映画館)代表  
 藤沼 在平

活動写真館シネマパリス争議ニ関スル件(發生)

一 経営者藤村ハ事業不振ノ為ニ経営持退シ見込ナキ為ニ七月三十日彼所有者ニ對シテ之ヲ明渡シ従業員ニ對シテハ各警告ニテ七月八日給料不拂ノ終休館ニ所立ヲ請略セリ

二 従業員側ニ於テハ因東映画館従業員組合ニ應援ヲ求メ對策ノ結果所有者存議好ニ對シテ交渉シテ了ルニ達スル見込ナシ

4068  
 労働理事